

学校いじめ防止基本方針

新潟市立新関小学校
令和6年4月

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、新関小学校のすべての児童が次世代を担うかけがえのない存在であり、どの子も尊重され、良さが生かされ、安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定する。平成29年4月1日の「新潟市のいじめ防止等のための基本方針（改訂版）」の改訂・施行に基づき、再改訂した。また、令和4年度にスクールカウンセラーとの面談を計画的に実施することを新たな方策として追加した。

I いじめ防止等のための基本姿勢

【いじめの定義】いじめ防止対策推進法（平成25年～）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」

※ 「たった1回でも」、「軽微に思われるものでも」、「いじめる意図がなくても」、「いじめる側にそれなりの理由があっても」許されない行為で有り、早期発見・即時対応を心掛け、全校体制で、再発防止に全力で取り組まなければならないこと。

【新潟市の基本理念】（H28.12の市いじめ防止全体研修会より）

（いじめの心は私たちの心のどこかに潜んでおり、邪な意志や善なる意志、無自覚・無意識に習慣化された行動が「悪」や「善」の行為に発展させる「影響力」により、）
いじめは、どの子にも（どこの学級にも）起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む。

【新関小学校の基本姿勢】

いじめの兆候や発生のサインを見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全職員で共有し、いじめの起きない学校づくりに取り組みます。
また、いじめはどの児童にも（どの学級にも）起こりうるという事実を踏まえ、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全職員で示します。

1 当校の生活指導上の課題

- 児童の自主性、自発性、自律性を高める。
 - ・言われたことや決められたことには素直に取り組むが、進んで工夫したり、意欲的に取り組んだりする態度にやや欠ける児童もいる。
- より良い基本的な生活習慣の定着を図る。
 - ・友達や先生には元気の良いあいさつができるが、地域ではまだ進んでできないところがある。また、廊下を静かに歩くことができない児童がいる。
 - ・場に応じた適切な言葉遣いや行動ができない児童がいる。
 - ・思ったことが言えず、友達とのトラブルをすぐに解決できない児童がいる。

2 達成の方策 ～全教育活動において～

◎ 児童の自主性、自発性、自律性を促す活動場面の設定に留意し、それらの経験の積み重ねを通じて自己指導能力の育成をめざす。

- 児童同士が、互いに良さを認め、努力に対して称賛し合う人間関係を育成し、児童に自己有用感や自己存在感を実感できるように留意する。
- 朝や帰りの会で、一日の自分のあり方を決めたり、その日の生活を振り返って自己を見つめたりして、自己決定・自己内省の機会を多く取り入れるよう努める。
- 児童の気持ちになり、目立たない児童や問題行動を起こしやすい児童などに対して、温かく支援をし、児童との共感的な人間関係の育成に努める。
- 人間関係の問題に気づき、自ら解決する場面を作る。

◎ 不登校、いじめに適切に対応できるよう研修を深め、校内指導体制の充実を図る。

- 児童の欠席状況や体調、人間関係などの日常生活を観察し、不登校傾向やいじめの早期発見に努める。(欠席が連続して3日以上になるときは、家庭訪問等を行う。)
- 学校生活アンケート(いじめアンケート)を年5回実施。
- 学級経営を大切にし、児童と接する機会を設け、児童をよく見守ることに努める。
- 全教職員の協力体制を明確にし、共通理解に基づいた同一姿勢による指導・援助を進める。
- 職員終会等で学級の様子を話す機会をもち、早期に情報を共有する。
- ※ いじめ・不登校の兆しが見られたり、問題行動が発生したりした場合、早急に「校内いじめ対応ミーティング」を行い、レベル高のときは「いじめ対策委員会」をもち、早期に解決を図る。問題事案を保護者に連絡する。

◎ 全教職員が一体となり、共通理解に基づいた同一姿勢によって、基本的な生活習慣の定着を目指す。

- 各月ごとに重点目標を決め、全校体制で取り組む。
- 学年の発達段階に応じて、身に付けたい基本的な指導事項を明確にして指導にあたる。
- 学級通信等を通じて、授業の様子を伝え、家庭との連携を密にした指導を推進する。
- 「新関小のやくそく」を配付し、家庭と連携した指導に努める。

(1) 子どもを語る会の開催

- ・全校体制で児童理解を図るため、子どもを語る時間を設ける。(毎週木曜日の終会時)
- ・学級写真を撮り、活用する。(年度初め、緊急連絡カードの入っている引き出しに保管)
- ・4月に、各学級の配慮を要する児童について指導や支援方法の共通理解を図る。
(不登校傾向児、特別な支援が必要な児童等)
- ・急を要する場合には、臨時の子どもを語る会を実施し、対応する。

(2) 学校生活アンケートの実施(共通の内容で年5回)

- 第1回(4月): アンケート(4/22～)をとり、相談日に児童一人一人と面談。
- 第2回(6月): アンケート(6/11～)をとり、相談日に児童一人一人と面談。
- 第3回(10月): アンケート(10/21～)をとり、相談日に児童一人一人と面談。
- 第4回(12月): アンケート(11/26～)をとり、相談日に児童一人一人と面談。
- 第5回(2月): アンケート(2/4～)をとり、相談日に児童一人一人と面談。
- ・アンケートの結果を受け、学級の人間関係の把握をし、改善の方策を立てる。
- ・学級の児童に人間関係の問題に気付かせ、解決する場面を設ける。

(3) 月別生活目標 (新関スタンダードをもとに設定する)

- ・月目標を学級及び校内所定の場所に掲示し、各学級で児童の主体的な取り組みを促す。
- ・月目標に関して学級会を開く。よりよい生活にするためにどうするかを話し合っ実践し、振り返り活動も行う。(月のめあてについて具体的に取り組むことを学級できめて取り組む。スタンダードのチェック表に振り返りを行う。)

※ 別表(「月の生活目標」参照)

(4) 地域子ども会

- ・年3回地域子ども会を行い、登下校の安全指導や休みの日の地域での生活について指導する。

(5) 街頭指導

- ・春(4月)に交通安全指導をする。
(大関交差点 7:20 市新交差点 7:40)
- ・安全に横断・歩行すること、元気良くあいさつすること、集団で通学すること等を指導する。終会等で報告し、学級担任は、事後指導を行う。

(6) スクールカウンセラーの活用

- ・月に1回の勤務日に、全校児童が順にスクールカウンセラーとの面談を行い、人間関係作りを進める。面談の順については後日提案・配付する。

(7) その他

- 4月15日(月)までに「新関小のやくそく」を児童に配付し、より良い生活のしかたについて意識を高める。長期休業前には、「夏休みのくらし」「冬休みのくらし」「春休みのくらし」を配付し指導する。
- 3・4年生は、月 日()に交通安全教室(自転車の乗り方)を実施し、交通ルール遵守に対する意識を育てて交通事故防止に努める。

II 学校・中学校区における組織

- 1 「いじめ対応ミーティング」によりレベル高と判断した場合は、「いじめ対策委員会」を設置し、児童をいじめから守る組織的な取組を行い、問題解決の方針や対応について協議し、対処する。

<構成員>

学校医、学校運営協議会委員、教職員(校長、教頭、生活指導主任、担任、養護教諭等)

- 2 新津第五中学校区を単位として「いじめ防止連絡協議会」を組織し、地域全体で児童を見守り、いじめの防止等に努めるために、各学校における児童のいじめ等に関する実態やいじめの防止等に係る取組についての情報交換を年1、2回実施し、対策等の共有を図る。

<構成員>

新関コミュニティ協議会、青少年健全育成協議会、民生委員・児童委員、PTA、スクールカウンセラー、教職員代表

Ⅲ いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取組

	学校の取組(○児童対象 □保護者対象)	保護者の協力、支援
いじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての児童が授業に参加して活躍でき、理解できる授業を行う。そのために、授業研究を推進し、お互いの考えを聴き合える風土を築く。 ○ 縦割り班活動や委員会活動、異学年交流で所属感や自己有用感を味わわせる。 ○ 道徳や学級活動でソーシャルスキルトレーニングを実施し、人とのより良いかかわり方を学び、正しい判断力を育む。 ○ 人権教育や情報モラルの指導を計画的に行う。 ○ 奉仕的体験活動を積極的に行う。 □ いじめ防止基本方針について説明し、共通理解を図ったり、情報交換をしたりする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活場面での善悪の判断力の育成。 ○ 携帯電話、インターネット、通信型ゲーム機の約束作りと見守り。 ○ 地域でのさまざまな体験への参加。 ○ 保護者同士の情報交換と交流。
いじめの早期発見 いじめ対応ミーティング 即時開催 ↓ レベル高のとき いじめ対策委員会 実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 表情や態度に変化が見られたら、休み時間の様子や交友関係に目を配り、複数の職員で状況を把握する。 ○ 学校生活アンケートを実施(年5回)し、その都度一人一人と教育相談を実施することで、個々の状況について把握する。必要があれば、保護者に連絡、相談する。 ○ <u>年2回子どもを語る会を開催し、全校児童の特性や問題傾向等の情報共有を図り、全職員が全児童をきめ細かく見守ることを心掛ける。</u> ○ 日常的に全職員による情報交換を実施。月に2回は学級の状況や配慮を要する児童について報告し合い、対応を相談する。 ○ 持ち物の紛失やいたずら等があった場合は、即時に対応し、解決に向けて組織的に対応する。 □ 個別懇談で保護者から子どもの様子を聴き、いじめの早期発見に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日頃から積極的に子どもと会話の時間を作り、気持ちの受け止め。 ○ 言葉や服装の汚れや乱れ、けがのチェック。 ○ 持ち物の紛失や増加に注意。 ○ 心配な様子が見られた場合は、学校への連絡。
いじめの早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人や周囲からの聞き取りによる精神的な被害の的確な把握、迅速な初期対応をする。苦しい気持ちへの共感と全力で守ることの約束をする。 ○ 被害が継続しないための体制をつくり、毅然とした態度でいじめを阻止する。いじめの原因や背景を調査し、根本的に解決する。 ○ 傍観したり、言いなりになったりせず、自分の意志で行動する大切さを指導する。 □ 保護者に事実関係を確実に伝え、一緒に子どもを支援していくとともに、必要に応じて関係機関との連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話をよく聞き事実や心情の把握。 ○ 問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力。 ○ いじめに気付いた場合、傍観者とならず学校や保護者に通告したり、いじめる側に回らず断ったりできるよう支援。

IV 教育委員会や関係機関等との連携

- 1 いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の対応を相談する。これは、児童や保護者からの申し出があった場合も同様とする。
- 2 いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。また、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。

V 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する情報提供や助言を行う。

VI 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について評価を行い、その結果を公表する。

いじめの情報についての報告・対応の流れ

いじめの情報

日常の観察, 本人の申し出, 教育相談, 他の児童生徒・保護者等からの情報提供, アンケート, その他

日常の観察

本人の申し出

教育相談

情報提供

など

アンケート

原本の保管

- ・安心して記入できる環境整備
- ・必ず相談にのるという約束

原則として, 複数の目で即日チェック

情報を得た教職員

生徒指導担当

学年主任

学級担任

教 頭

校 長

すぐに 招集

校内いじめ対応ミーティング

情報共有

共通理解

原則として, 即日開催

連絡

保護者

重大事態かどうか

重大事態

重大事態ではない

重大事態の場合

招集

調査(事実関係の把握)

指導(支援)方針・分担の決定

いじめ対策委員会

- ・ 調査方針・分担決定
- ・ 調査
- ・ 指導(支援)方針等の協議
- ・ その他

全教職員

情報共有

共通理解

相談

関係機関との連携

- 警 察
- 児童相談所
- 教育相談センター
- その他

速報が必要か

必要

不要

市教委へ
電話で
速報

いじめ状況
調査による
報告

学校への指導・支援

校内での指導・支援

協力
支援

一定程度の解消

指導・支援・見守りの継続

解 消

令和6年度 月の生活目標・指導事項

月	生活目標	主な指導内容	主な行事	スタンダード
4	笑顔で気持ちの良いあいさつや返事をしよう	<ul style="list-style-type: none"> ・気持ちの良いあいさつ・返事をする。 ・学級の友達や、他の学年の児童に進んであいさつをする。 ・教師、大人に対するあいさつのしかたや言葉遣いを考える。 ・家族や地域の方々にも、進んであいさつをする。 	新任式 前期始業式 入学式 一年生を迎える会	1
5	3分前行動をしよう	<ul style="list-style-type: none"> ・次の活動の準備をしてから行動する。 ・集団行動のきまりを守り、集合整列をしっかりと行う。 ・翌日の予定をメモし、忘れ物がないように自分で準備する。 	避難訓練 運動会	3
6	相手を見て、しっかり話を聞こう	<ul style="list-style-type: none"> ・話す人の方に目と体を向ける。 ・話す人の気持ちを考えながら聴く。 ・分からないことがあったら質問して確かめる。 	自然教室 プール開き 読書週間	4
7	気持ちの良い言葉をかけ合おう	<ul style="list-style-type: none"> ・友達を、「〇〇さん」とよぶ。 ・友達の良い所をみつけて、声をかける。 ・ありがとうを言う。 	夏休み	2
9	大勢の友達に笑顔であいさつをしよう	<ul style="list-style-type: none"> ・学級の友達や、他の学年の児童に進んであいさつをする。 ・教師、大人に対するあいさつのしかたや言葉遣いを考える。 ・家族や地域の方々にも、進んであいさつをする。 ・〇〇さんや〇〇先生をつけてあいさつをする。 	全校ハイキング	1
10	使ったものをきちんと片付けよう	<ul style="list-style-type: none"> ・学習用具や遊び用具の後始末をしっかりとやる。 ・身の回り（机やロッカー・教室）の整理整頓をする。 ・最後までていねいに取り組む。 	タイムレース記録会 後期始業式 文化祭	5
11	学習の準備を整えよう	<ul style="list-style-type: none"> ・忘れ物のないように翌日の準備をして、学習用具をしっかりとそろえる。 ・学習の始まりの時刻にそろようように行動する。 ・3分前行動をする。 	読書週間 ビッグスカイフェスティバル	3

月	生活目標	主な指導内容	主な行事	スタンダード
1 2	みんなのものを大切に使おう	<ul style="list-style-type: none"> ・つくえやいすを大切に使う。 ・掃除用具を大切に使う。 ・遊び道具をなかよく使う。 	冬休み	5
1	心をこめた気持ちの良いあいさつをしよう	<ul style="list-style-type: none"> ・学級の友達や、他の学年の児童に、笑顔であいさつをする。 ・家族や地域の方々にも、進んであいさつをする。 ・〇〇さんや〇〇先生をつけてあいさつをする。 ・目と目を合わせてあいさつをする。 	給食ありがとう週間 書初め大会 なわとび記録会	1
2	正しい言葉づかいをしよう	<ul style="list-style-type: none"> ・友達を、「〇〇さん」とよぶ。 ・「です ます」を使ってていねいに話す。 ・時、場にあった言葉づかいについて考える。 ・自分が言われてうれしいことばを使う。 	委員会引継 児童集会	2
3	心があたたかくなる言葉をかけ合おう。	<ul style="list-style-type: none"> ・友達を、「〇〇さん」とよぶ。 ・友達にやさしくする。 ・友達の気持ちを考えて、声をかける。 ・ありがとうを言う。 	六年生を送る会 後期終業式 卒業式	4

☆ 月のめあての取組の様子を、学年通信などを利用し、保護者に伝える。